平成22年2月8日

各　　位

会社名　株式会社酉島製作所
代表者名　代表取締役社長　原田耕太郎
（コード番号6363　東証・大証　第一部）
問合せ先　常務執行役員 管理本部長　姫野寛文
（連絡先電話番号　072－695－0551）

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成22年2月8日の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、以下の４つの事業を核に企業活動を展開しております。
① ハイテクポンプ事業（発電、海水淡水化などの各種産業向けの高効率・高付加価値ポンプの提供）
② プロジェクト事業（上下水道、かんがい、排水設備などのＥＰＣの提供）
③ 新エネルギー・環境事業（風力発電や汚水の各種流送・処理システムの提供）
④ サービス事業（オペレーション＆メンテナンス、ソリューションの提供）
これらの事業の中長期的な成長の実現に向けて、とくに電力、水への需要の伸びが著しい中東・アジアなどの海外市場をより一層開拓するための取り組みを進めており、平成21年には、中国の天津に生産拠点、アラブ首長国連邦のドバイにサービス拠点を設立することを決定しています。

今般の自己株式の処分により、国内においては本社工場における生産能力向上のための設備投資、海外においては需要の拡大に応えるための設備投資を実施します。これにより当社グループのさらなる成長を図ってまいります。

記

１．自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　2,000,000株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成22年2月17日(水)から平成22年2月23日(火)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。
（３）	処分方法	売出しとし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、売出価格は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。

（４）申込期間　売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。

（５）払込期日　平成22年2月24日(水)から平成22年3月2日(火)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の５営業日後の日とする。

（６）受渡期日　平成22年2月25日(木)から平成22年3月3日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(５)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。

（７）申込株数単位　100株

（８）払込金額、売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 原田 耕太郎に一任する。

２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　300,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

（２）売出人　野村證券株式会社

（３）売出価格　未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

（４）売出方法　引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（５）申込期間　引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

（６）受渡期日　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（７）申込株数単位　100株

（８）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　原田 耕太郎に一任する。

３．第三者割当による自己株式の処分（下記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　300,000株

（２）払込金額の決定方法　売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受による売出しにおける払込金額と同一とする。

（３）割当先　野村證券株式会社

（４）申込期間(申込期日)　平成22年3月16日(火)

（５）払込期日　平成22年3月17日(水)

（６）申込株数単位　100株

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（７） 上記（４）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。

（８） 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　原田 耕太郎に一任する。

＜ご参考＞

１．株式売出しの目的

今般、上記自己株式の処分に係る株式売出し(引受人の買取引受による売出し)を実施することといたしましたが、これは設備資金、子会社への投融資及び運転資金に充当することを目的としたものであります。（下記「４.自己株式の処分による手取金の使途」をご参照下さい。）

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「１．自己株式の処分に係る株式売出し（引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「２．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成 22 年 2 月 8 日（月）の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000 株の自己株式の処分（以下「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を、平成 22 年 3 月 17 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 22 年 3 月 10 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じ、当社普通株

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

３．今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式総数	4,142,507 株（平成 21 年 12 月 31 日現在）
株式売出しによる処分株式数	2,000,000 株
株式売出し後の自己株式数	2,142,507 株
第三者割当による処分株式数	300,000 株（注）
第三者割当後の自己株式数	1,842,507 株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」(1)記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

４．自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分に係る株式売出し及び本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 4,295,668,000 円については、15 億円を設備投資資金に、12 億円を子会社への投融資に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合には、運転資金に充当する予定であります。

設備投資資金については、本社工場の建て替え及び付帯設備並びに機械の増強に充当する予定で、来期の支出を予定しております。

子会社への投融資については、①大型ポンプや高圧ポンプのメンテナンスサービス事業及びプラント設備の改善・改良提案を行うソリューション事業の拡大を目的として設立した Torishima Service Solutions FZCO の設備投資資金として 8 億円を融資する予定で、来期の支出を予定しており、②中国にて需要が拡大しているボイラー循環ポンプやボイラー給水ポンプなどのハイテク・高効率ポンプを生産することを目的として設立した酉島ポンプ(天津)有限公司の設備投資資金として 4 億円を投融資（３億円を出資、１億円を融資）する予定で、来期の支出を予定しております。

運転資金については、来期以降を予定しております。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 22 年 2 月 8 日(月)現在、以下のとおりとなっております。また、資金調達方法欄については今回の自己株式の処分資金を含めて記載しております。

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社及び 工場	ポンプ事業 環境事業 新エネルギー事業	厚生施設等	356	251	自己資金	平成21年 5月	平成22年 3月	生産能力に与える影響はない。
		ポンプ事業	建物	1,000	—	自己資金及び自己株式の処分資金	平成22年 4月	平成22年 12月	生産能力 30%増加
		ポンプ事業	機械	500	—	同上	平成21年 10月	平成22年 3月	
Torishima Service Solutions FZCO	アラブ首長国連邦 ドバイ	ポンプ事業	建物及び機械	800	—	自己資金及び当社からの投融資資金 (注)2	平成22年 3月	平成22年 10月	生産能力 10%増加
酉島ポンプ(天津)有限公司	中国 天津	ポンプ事業	建物及び機械	400	—	同上 (注)2	平成22年 3月	平成22年 11月	生産能力 10%増加

(注) 1　上記の金額に消費税等は含まれておりません。
　　 2　今回の自己株式の処分資金を充当する予定であります。

5．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却又は発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、引受人の買取引受による売出しによる自己株式の処分、本件第三者割当による自己株式の処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。